



海のたより



3月4日 応急手当訓練

目次	行事予定
表紙 応急手当訓練	4月16日 4月MCCポイントレース
P 2 レース日程とう	4月23日 4月スモールレース
P 3 レース日程表	5月3日 五箇所湾合同レース
P 4 三河湾周遊レース、ホーネット	5月14日 5月MCCポイントレース
P 5 ライフジャケット着用義務強化	5月13-14日 ミドルボート東海選手権
	5月21日 エリカカップヨットレース

MCC海のたより4月号・MCC海のたより4月号・MCC海のたより4月号

2月26日MCC役員会開催

2月26日役員会が開催され役員改選、決算承認、行事日程等を決定しました。
 2017レース日程は別紙のように決まりました。基本的には昨年並みですが
 エリカカップが今年から第3日曜日開催のため5月合同レースが第2になります。
 7月3連休に全日本ミドルボート選手権が三河湾で開催されます。7月ナイトは第4に実施します。
 8月6日の蒲郡マリンカップレース、今年はJSAF外洋東海のクルーザーミーティングも併催されます。

スモールレースも基本的には昨年並みです。

レースルール一部変更されています。

レース安全規則、ライフジャケット世界標準化されました。

ライフジャケット着用義務の強化

法令改正がされ来年2月から着用義務が拡大、強化されました。
 全ての小型船舶乗船者に適用されます。別紙参照。



3月26日MCCトレーニングレース

天候悪く参加艇が集まりませんでした。
 4月16日が今年の初レースです、多数の参加をお待ちしています。
 例年のようにレース終了後は蒲郡荘でバーベキューを予定しています。楽しみましょう。

4月2日JSAF外洋東海 三河湾周遊レース

MCCからはIRCでダンシングビーンズ、ブーメラン、TRSでホーネット、アネックスが参加しました。

IRCクラスでダンシングビーンズが優勝、ブーメラン2位

TRSクラスでホーネットが優勝しました。

***** RACE INFORMATION *****		*****		Date		2017/4/2		*****		
	RACE Name	第25回三河湾周遊レース		Date	2017/4/2			*****		
	Class	IRC Class (Total)		Start	9:00:00			*****		
	Course Type	Distance		Time Limit	4/02 17:00:00			*****		
	Race condition							*****		
***** Entry List and RESULT *****										
Sail No.	Yacht Name	TCC	着順	Day	F INISH	所要時間	(秒)	修正時間	ペナルティ	順位
1	JPN 5933 Dancing Beans III	1.007	3	4/2	14:53:58	5:53:58	21238	21387	----	1
2	JPN 5131 BOOMERANG	0.984	8	4/2	15:03:08	6:03:08	21788	21439	----	2
3	JPN 2500 HORIZON 6	0.986	7	4/2	15:02:53	6:02:53	21773	21468	----	3
4	JPN 6352 SEAFALCON	1.054	1	4/2	14:44:58	5:44:58	20698	21816	----	4
5	JPN 5055 NARUMI	1.032	6	4/2	14:58:25	5:58:25	21505	22193	----	5
6	JPN 5563 ELDORADO VI	1.040	4	4/2	14:56:34	5:56:34	21394	22250	----	6
7	JPN 4004 PARAPHRENIAN	1.062	5	4/2	14:58:21	5:58:21	21501	22834	----	7
8	JPN 6730 Sparky Racing	1.115	2	4/2	14:47:00	5:47:00	20820	23214	----	8

JSAF IRC 委員会

MCC海のたよみ4月号・MCC海のたよみ4月号・MCC海のたよみ4月号

2017年度 三河湾クルージングクラブレース要領

2017. 2. 26 MCCレース委員会

レース名	前 期			後 期					
	ウォーミングアップレース	4月ポイント	春のチャリティ・ボジッパ	MCCカップ(早朝)	三河湾周航(ナイト)	8月ポイント	理事長杯	佐久島(早朝)	秋のチャリティ・ボジッパ
開 催 日	3月26日	4月16日	5月14日	6月18日	7月22、23日	8月27日	9月17日	10月15日	11月19日
コ ー ス	当日指示	ラグーナレース 三角&ソーセージ (2レース)	ラグーナレース 三角&ソーセージ (2レース)	S→小島(東) →豊橋潮流ブイ(南) →梶島ブイ(北) →豊橋潮流ブイ(南) →小島(東) →F	S→小島(東) →豊橋潮流ブイ(南) →生田鼻ブイ(北) →一色ブイ(北) →野島(西) →豊橋潮流ブイ(南) →小島(東) →F	デニスコナーカップ 兼MCC8月ポイント	理事長杯 兼MCC9月ポイント	S→小島(東) →豊橋潮流ブイ(南) →佐久島(西) →生田鼻ブイ(北) →豊橋潮流ブイ(南) →小島(東) →F	ラグーナレース 三角&ソーセージ (2レース)
直線距離	-	-	-	19.3	38.4	-	-	28.5	-
スタート	11:00	10:30	10:30	7:00	23:00	別途指示	別途指示	7:00	10:30
タリミット	15:00	15:00	15:00	15:00	15:00	別途指示	別途指示	15:00	15:00
出艇申告	艇長会議前	艇長会議前	艇長会議前	艇長会議前	艇長会議前	艇長会議前	艇長会議前	艇長会議前	艇長会議前
艇長会議	10:00	9:00	9:00	6:00	22:00	アルミス5	海陽ハーバー	6:00	9:00
帆走委員長	レース委員会	ホーネット 中村	ベベ III 都築	スーパーヴェーブVI 長坂	アルミス5 稲垣	JSAF 外洋東海	ダンシングビーンズIII 安田	オデッセイ 伊勢谷	
出 艇 料	ナシ	会員艇は、5000円 非会員艇は、6000円 (懇親パーティー不参加は5000円)							
要領補足	<p>1. 上記レースの実施要領詳細は、艇長会議にて帆走委員長が指示する。なお、コミッテーター担当は、スタート10分遅れで参加できるものとする。(早朝、ナイト)</p> <p>2. 年間成績は、出場レースの内上位6レースの合計得点とする。なお、MCC非会員艇は、得点の対象としない。</p> <p>3. 各レースの得点は、1位を10点とし、以下は順位が下がる毎に1点ずつ減じる。ただし、6位以下は、全て5点とする。また、1位には、1/4点を加算する。 *OCS・DNFの得点は、5点とする。 *DNC・DNS・RET・DSQの得点は、4点とする。 *コミッテーター担当で出艇しない時は、参加艇平均得点を与える。 *チャレンピオンシップとポイントレースは、2レースの総合成績による。(同得点は2レース目の順位で決定する) *修正時間システムは、MCC独自ルールによる。</p> <p>4. 競技規則違反に対する抗議は、抗議書に抗議料(1000円)を添えて帆走委員長に申告すること。(抗議成立の場合は、抗議料を返還する。)</p> <p>5. レースに参加する艇は、小型船舶安全検査合格艇であること。適用規則は、このレース要領、RRSおよび帆走指示書とする。</p> <p>6. 各レースの帆走の安全については、各艇長の責任において充分注意し、事故防止に努めること。</p> <p>7. レース終了後、15時頃から蒲郡荘にて懇親パーティーおよび表彰を実施すること。</p> <p>8. 優勝艇とコミッテーターには、レース記事を提出すること。(遅くとも1週間以内に会報担当：中村(ホーネット)に送付のこと。)</p> <p>9. コミッテーターには、2000円の弁当料を支給し懇親パーティー費と相殺する。</p> <p>10. レース委員会は、レース委員長：都築(ベベ)、各レース帆走委員長で構成する。</p> <p>11. チャレンピオンシップとポイントレースは他クラブとの共同開催とし、MCCはコミッテーターを応援する。</p>								
その他行事	MCC・ヨットハーバー行事日程			JSAF・その他レース日程					
	4月16日(日)	4月16日(日)	4月16日(日)	4月22日(日)	4月22日(日)	4月27日(日)	4月27日(日)	4月27日(日)	4月27日(日)
	別途連絡	バベキョウバーテーター(レース終了後)	MCC 蒲郡荘	三河湾周遊レース(幡豆-幡豆)	三河湾周遊レース(幡豆-幡豆)	デニスコナーカップ	デニスコナーカップ	理事長杯	理事長杯
	鳥羽クルージング	鳥羽クルージング	MCC	五ヶ所湾合同レース(衣浦-沖の瀬)	五ヶ所湾合同レース(衣浦-沖の瀬)	兼MCC8月ポイント	兼MCC8月ポイント	兼MCC9月ポイント	兼MCC9月ポイント
	蒲郡花火大会観賞	蒲郡花火大会観賞	MCC	東海シムラト選手権	東海シムラト選手権				
	7月30日(日)	7月30日(日)	竹島沖	エリカカップ	エリカカップ				
	7月30日~8月6日	7月30日~8月6日	海陽沖	全日本シムラト	全日本シムラト				
	7月30日~8月6日	7月30日~8月6日	蒲郡沖	パールレース	パールレース				
	8月6日(日)	8月6日(日)	海陽沖	カザミティンク	カザミティンク				
	10月15-22日	10月15-22日	三谷海岸	安全訓練	安全訓練				
	10月22日(日)	10月22日(日)	MCC	デニスコナーカップ	デニスコナーカップ				
	12月9日(土)	12月9日(土)	蒲郡荘	東海チャリティ・ボジッパ	東海チャリティ・ボジッパ				
	スモールクルーズ	スモールクルーズ	MCC	東海チャリティ・ボジッパ	東海チャリティ・ボジッパ				
				3/26, 4/23, 5/14, 6/25, 8/6, 8/27, 9/17, 10/22, 11/19					

JSAF外洋東海 三河湾周遊レース TRS優勝

ホーネット 正木 宏

春穏やかな晴天で弱い南西風（4～8Knot）、いかにしてよりいい風を掴んで艇を走らせることができるか。スタート→豊橋、および佐久島→フィニッシュはフリーとなり、コース選択の余地は少なく、スピランのスピード勝負、その間の豊橋→佐久島が上りでのコース取りの勝負だ。

我が艇はスタート後、西浦をかわしてからのスピナップでトラブル発生。スピナハリがライフラインに絡んで、それを直そうとしてスピンのポート側のクルーを飛ばしてしまう。そんな状態なのにジブをおろしてしまう。デッキ上は怒鳴り声飛び交い、ダンシング等後続艇に抜かれ、追いつける展開となってしまう。豊橋マークは同じTRSクラスにエントリーのケーニツヒの直後に回航しクローズでの競い合いに。

風が微妙に振れる中をやや風がおちると我が艇が先行、パフが来ると相手がゲイン、という感じの走り比べとなり、上に位置した相手に結局負けてしまう。

走り負けている時は、悪いところがあるはずなので同じ状態を続けているのはダメ。対処を早くすることが大事だと感じる（今日の教訓）。ケーニツヒは一旦右（岸・幡豆寄り）へ返し、我が艇は左海面をキープ、先行艇の多くは岸寄りに行ったが走っていない。

途中、ケーニツヒが左へと返してきた（スターボ）ため、ポートで走る我が艇は相手より右に行きたくないため、受けてタック。この2艇がフリートの一番左に位置し、先行する形で佐久島へのアプローチに入る。

佐久島アプローチでは、ぎりぎりまで左に伸ばした我が艇はオーバーセールとなり、早目のタックでアプローチしたケーニツヒに加え、モシタイにも間に入られ、3位で佐久を回航。

佐久島西側でスピナップ、さらにジャイブすると沖ノ島（猿ヶ島）が真正面。スピン勝負だが風が弱い、何とかこの位置をキープしてフィニッシュしたい。まずは先行するケーニツヒに追いつくとスピントリムは十八日、高橋、榊原の3人が15分交替で頑張る。

このスピン集中作戦が功を奏し、ケーニツヒを上から抜くことができるが、後ろから来たシーファルコン、スパークキーにあっさり抜かれてしまう。

三河湾周遊レースと言えば過去には何度もフィニッシュ直前に風がおちてそれまでのリードが台無しとなったことがあった。今日も風がもつのかと心配されたが、そのまま4位でフィニッシュ。

むしろ後続艇にいい風が入り、我が艇の後、続々と後続艇がフィニッシュし、ひょっとして修正で負けるかも心配したが、同じTRSのマルティニークプラス（swing31）、ブルーシャーク（yam31s）にも負けることなく、幸先よくTRSクラス優勝を手にすることができた。

上りのコース取りとスピントリムの頑張りでの勝利だった。



JSAF外洋東海 Tokai Ocean Sailing Club

TRS 第25回 三河湾周遊レース

2017/4/2

スタート時刻
タイムリミット

9:00:00
17:00:00

Sail No.	艇名	TRS	着順	FINISH	所要時間	秒	修正秒	ペナルティ	順位
1 JPN 5791	HORNET	101.8	2	4/2 14:49:48	5:49:48	20988	20617		1
2 JPN 3602	Martinique PLUS	106.0	5	4/2 15:06:00	6:06:00	21960	20717		2
3 JPN 3833	BlueShark	105.9	4	4/2 15:05:56	6:05:56	21956	20733		3
4 JPN 5650	Konig	101.5	3	4/2 14:54:06	5:54:06	21246	20932		4
5 JPN 5785	Mossy-Tie	90.8	1	4/2 14:44:44	5:44:44	20684	22780		5
6 JPN 6155	ANNEX V	99.9	6	4/2 15:38:11	6:38:11	23891	23915		6

MCC海のたより4月号・MCC海のたより4月号・MCC海のたより4月号

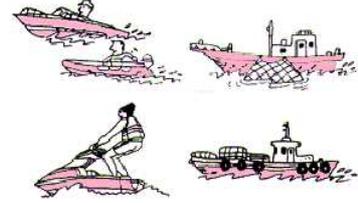
■ライフジャケットの着用義務が適用除外・着用に努める義務となる場合があります

原則として、モーターボート、水上オートバイ、漁船など、操船に小型船舶操縦士免許が必要なすべての小型船舶(注)の乗船者が、ライフジャケットの着用義務の対象となります。

ただし、次の[1]から[10]までの場合には「適用除外」又は「着用に努める義務」となります。

※[4]から[9]までは12歳未満の小児、水上オートバイの乗船者、1人乗り漁船で漁ろうに従事する者には適用されません。(従来どおり着用義務となります。)

注)小型船舶とは、総トン数20トン未満の船舶及び全長24メートル未満のプレジャーボートをいいます。



[1]船室内にいる方

屋根と壁に囲まれた船室の中にいる方は適用除外になります。
 ※屋根だけを有するスペースのような風雨にさらされる場所は適用除外になりません。
 ※船室の窓や扉、甲板上的のハッチが一時的に開いていてもその内部は適用除外になります。



[2]命綱・安全ベルトを着用している方

命綱・安全ベルトを着用している方は適用除外になります。



[3]船外で泳ごうとする方

泳ぐためにライフジャケットを着脱したり船外へ移動したりするなど、船外へ移動することを目的とした必要最小限の動作を行っている場合は適用除外になります。



[4]船外で専用の装備を用いたスポーツ・レクリエーションをする方

ダイビング、水上スキー、ウェイクボード、シーウォーカーなどの船外において行うスポーツ・レクリエーションを行うために、船上で専用の装備を着ている間は、その上からさらに重ねてライフジャケットを着ることが専用の装備の機能を阻害する場合に限り、適用除外になります。

※船外に身を乗り出す行為や、釣りなどの他の作業をする場合は適用除外になりません。



[5]船外において、専用の装備を用いた作業をする方

潜水漁業、救助、調査、工事などの船外において行う作業を行うために、船上で専用の装備を着ている間は、その上からさらに重ねてライフジャケットを着ることが専用の装備の機能を阻害する場合に限り、適用除外になります。

※船外に身を乗り出す行為や、釣りなどの他の作業をする場合は適用除外になりません。

[6]安全措置が講じられたヨットレースの競技を行っている方

国際又は国内で統一された安全基準に基づき、落水防止設備の設置、救助設備の設置、救助体制の構築などの安全措置が講じられているヨットレースの競技中は適用除外となります。



- ※競技と同等の安全措置を講じて行う練習も適用除外となります。
- ※ヨットを競技・練習以外に使用する場合は適用除外になりません。

[7]安全措置が講じられた船上における神事等

船上において、儀式、祭礼、神事などを行うために必要な服飾を着用することにより、ライフジャケットを着用することが適当でない方は、別の船舶からの監視・救助体制が整っている場合に限り、適用除外になります。



[8]防波堤内に係留された船にいる方

防波堤の内側にある岸壁、棧橋、係船くいなどに係留中の船の上は「着用義務」が「着用に努める義務」になります。
 ※船外に身を乗り出す行為や、釣りなどの他の作業をする場合は適用除外になりません。



[9]船長が定めた安全場所の範囲内にいる方

船長が責任をもって指定した「船外への転落のおそれが少ない場所(安全場所)」の範囲内にいる方は、船長の了解を得て「着用義務」を「着用」に努める義務とすることができます。
 ただし、安全場所を指定する場合には、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 安全場所が75センチメートル以上の手すりや固定された堅牢な椅子などで囲まれていること
- (2) 次のすべての内容を記載した掲示物を安全場所に乗船している者から見える位置に掲示すること
 - (a) 安全場所の範囲を表した図
 - (b) 船長の了承を得た場合、安全場所内に限り着用義務が課されないこと
 - (c) 船長は、あらかじめ確認した気象及び海象の予報に基づき船体の動揺が著しく大きくなることが予見されない場合に限り了承すること
 - (d) 安全場所の範囲内であってもライフジャケットの着用を努めること
 - (e) ライフジャケットを着用せずに船外に身を乗り出す行為をしないこと
 - (f) ライフジャケットを着用せずに釣り等の作業[※]をしないこと
- ※船舶の種類に応じて、乗船者が行う可能性のある船外への転落のおそれを伴う作業を列挙すること
- (g) 椅子の上で立ち上がらないこと
- (h) (e)(f)(g)の行為をする場合はライフジャケットの着用義務が生じること
- (i) 安全場所の範囲内であっても船体が大きく揺れるような荒天時には船長の指示に従いライフジャケットを着用すること
- (3) 安全場所に乗船している者から掲示物が常に見えるよう必要に応じて複数の掲示物を掲示すること

掲示物の例

小型船舶操縦者が指定する船外への転落のおそれが少ない場所

75cm
75cm

○この船では、緑のエリア内に限り船長の了承を得てライフジャケットを脱ぐことができますが、やむを得ない場合を除き、できる限り着用を努めてください

○船長は、あらかじめ確認した気象・海象の予報に基づき船体の動揺が著しく大きくなることが予見されない場合に限り了承します

○ライフジャケットを脱ぐときは、次のことに注意してください

- ・船外に身を乗り出す行為をしないこと
- ・釣り等の作業をしないこと
- ・椅子の上で立ち上がらないこと

※これらの行為をする場合は、法律に基づきライフジャケットの着用義務が生じます

○荒天時等に船長の指示があった場合は必ずライフジャケットを着用してください

この掲示物は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）第137条第3項第1号に基づくものです

[10]その他

- 次の方は適用除外になります。
- ・負傷、障害、妊娠中であることによりライフジャケットを着ることが療養上又は健康保持上適当でない方
 - ・著しく体型が大きいことなどの身体の状態により適切にライフジャケットを着ることができない方
 - ・大人が保護及び監督をしている1歳未満の小児